

**宮古市  
新型インフルエンザ等対策  
行動計画**

**令和8年（2026年）3月  
岩手県宮古市**

# 目 次

第1	新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	3
1	改定の趣旨	3
2	基本方針、対策項目	3
3	位置付け	4
4	改定の過程	4
5	これまでの市行動マニュアル作成の経過	4
第2	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な方針	5
2	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	5
3	様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	8
4	新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	10
5	対策推進のための役割分担	13
6	行動計画の主要7項目	15
第3	新型インフルエンザ等対策の各段階における取り組み	21
1	実施体制	21
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	23
3	まん延防止	25
4	ワクチン	27
5	医療・保健	29
6	物資	31
7	市民の生活及び地域経済の安定の確保	32

# 第1 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

## 1 改定の趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、令和2年1月に国内初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認され、本市においても、多くの感染者が確認されている。

令和6年7月、国において、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指して、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が改定された。県でも令和7年3月に岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を改定された。これを受け、宮古市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の見直しを行うものである。

## 2 基本方針、対策項目

市行動計画は、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにすること」を主たる目的とし、達成するための戦略を実現する具体的な対策を項目として定める。

各種の対策を抜本的に拡充するとともに、対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症も念頭に置き、対応の仕方を3期（準備期、初動期、対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させていく。

また、対策項目を①実施体制、②情報提供・共有、リスクコミュニケーション、③まん延防止、④ワクチン、⑤医療・保健、⑥物資、⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保の7項目に区分し、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の切り替えについて明確化する。

なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、

適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、市においても、国の動向や県での取組状況等を踏まえ、必要に応じ、市行動計画の改定を検討する。

### 3 位置付け

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条に基づき、宮古市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府行動計画及び県行動計画に基づく市町村行動計画に位置付けられるものである。

### 4 改定の過程

- (1) 市各部署からの意見聴取
- (2) 宮古医師会からの意見聴取
  - ・特措法第8条に基づき、医学及び学識経験者等からの意見として、宮古医師会から意見を聴取。
- (3) 宮古保健所からの意見聴取
  - ・特措法第8条に基づき、他の地方公共団体と関係のある事項を定める場合の意見として、宮古保健所から意見を聴取。
- (4) 宮古市健康づくり推進協議会での検討
- (5) パブリックコメントにより市民から意見を聴取

### 5 これまでの市行動マニュアル等作成の経過

国では、平成17年（2005年）に政府行動計画を作成して以来、数次の改定を行い、令和6年（2024年）に新型コロナ対応等を踏まえた全面改定を行った。

岩手県では、平成25年（2013年）に県行動計画を策定し、平成29年（2017年）に一部改定を行ったのち、政府行動計画の全面改定を受け、令和7年（2025年）に県行動計画の改定を行った。

本市においてもこれらを踏まえつつ、以下のとおり、国及び県行動計画を上位計画とした宮古市新型インフルエンザ対策行動マニュアルの策定及び市行動計画の策定を行ってきた。

- (1) 宮古市新型インフルエンザ対策行動マニュアル策定  
（平成21年（2009年）3月）
- (2) 宮古市新型インフルエンザ対策行動マニュアル一部改定  
（平成22年（2010年）8月）
- (3) 宮古市新型インフルエンザ等対策行動計画策定  
（平成26年（2014年）3月）

## 第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な方針

- ・新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難である。また、その発生そのものを阻止することは不可能である。
- ・世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、市内への侵入も避けられないと考えられる。
- ・病原性が高くまん延の恐れのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、生活、経済にも大きな影響を与えかねない。
- ・長期的には市民の多くが患するおそれがある。
- ・患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合、医療機関の受入能力を超えてしまう。
- ・新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて対策を講じていく必要がある。

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数を少なくして、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供体制の受入能力を超えないようにする。
- ・必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。
- ・新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定する。

#### (2) 市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ・地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画を作成・実施し、医療提供の業務及び市民生活・市民の社会経済活動の安定に関係する業務の維持を図る。

### 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

#### (1) 考え方

- ・新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた戦略を定めておく。
- ・過去の経験を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負う。
- ・新型インフルエンザ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう柔軟

に対策を講ずる。

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性及び実行可能性等を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択し決定する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立する。
- ・ 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行う。
- ・ 特に医療対応以外の感染対策については、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むとともに、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討する。
- ・ 事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行う。
- ・ 新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するため、国や県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。
- ・ 新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケットをはじめとする季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要となる。

## （２）時期と戦略

- ・ 各発生段階は、新型インフルエンザ等発生前の「準備期」、世界や国内で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した「初動期」、市内の発生当初封じ込めを念頭に対応するとともに、感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する等「対応期」の3つに分類する。

時 期		戦 略
準備期	発生前の段階	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国や県と連携した水際対策の実施体制の構築。</li><li>・ 地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンの接種体制の整備。</li><li>・ 市民に対する啓発や市、企業による事業継続計画等の策定。</li></ul>

初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに初動対応の体制に切り替える。</li> <li>・新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を行う。</li> </ul>
対応期	市内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県と連携し、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的に、各般の対策を講ずる。</li> <li>・国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替える。</li> </ul>
	県内や市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県、市、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び市民の社会経済活動の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処する。</li> <li>・地域の実情等に応じて、県が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるよう、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。</li> </ul>
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ</li> </ul>

		機動的に対策を切り替える。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する段階	・ 新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。

### 3 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

#### (1) 考え方

- ・ 過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応するため、以下の4つの考え方を踏まえ、有事のシナリオを想定する。

- ・ 特定の感染症や過去の事例を前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ・ 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ・ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ・ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

- ・ 有事のシナリオの想定にあたっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大まかな分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切り替えについては「第3 新型インフルエンザ等対策の各段階における取り組み」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

#### (2) 有事のシナリオ

- ・ 上記の考え方を踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、必要に応じた対策の切り替えに資するよう次表のとおり区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。
- ・ 初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

- ・特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大まかな分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。
- ・病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大まかな分類に応じた対策を定めるにあたっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。
- ・対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定する。
- ・感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

時 期		有事のシナリオ
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を考慮し、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。</li> <li>・宮古市新型インフルエンザ等対策本部及び幹事会等を設置し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。</li> </ul>
対応期	市内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）</li> </ul>
	県内や市内で感染が拡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積</li> </ul>

	大し、病原体の性状等に応じて対応する段階	により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえ、科学的知見に基づき、対策を柔軟かつ機動的に切り替える。（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）</li> <li>・ワクチン接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、接種体制を構築し、接種を推進する。</li> </ul>
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。</li> </ul>

#### 4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

##### (1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要であることから、以下の5点の取り組みにより、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立すること等を可能とするとともに、情報収集・共有・分析の基盤となるDXの推進等を行う。

- ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
  - ・将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。
- イ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備
  - ・初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ

等が県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに体制整備を進める。

- ウ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善
  - ・感染症危機は必ず起こるものと認識し広く感染症対策に携わる関係者や市民等と共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて継続的に点検や改善を行う。
- エ 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え
  - ・感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取り組みを進める。
- オ DXの推進や人材育成等
  - ・DXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化等が期待できることから、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことをめざし、国の動向を踏まえ、医療DX等を推進する。
  - ・平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

## (2) リスク評価等を踏まえた感染拡大防止対策の切替え

対策にあたっては、以下の4点の取り組みにより、対策の切替えを円滑に行う。

- ア 医療提供体制への影響を踏まえた感染拡大防止措置
  - ・有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。
  - ・国や県のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民等や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。
- イ 状況の変化を踏まえた対策の切り替え
  - ・科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。
- ウ 対策項目ごとの時期区分
  - ・適切なタイミングで対応が可能となるよう、対策の切り替え時期については、国や県のリスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切り替えのタイミングの目安等を示す。
- エ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有
  - ・対策にあたっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平

時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。

- ・県独自の宣言やまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が講じられた場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

### **(3) 基本的人権の尊重**

- ・新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。
- ・新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提に、リスクコミュニケーションの観点から、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。
- ・感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があるとともに、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。
- ・新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあたっては市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

### **(4) 危機管理としての特措法の性格**

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であり、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

### **(5) 関係機関相互の連携協力の確保**

- ・市対策本部は、政府対策本部や県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- ・特に必要と認められるときは、国や県に対して、新型インフルエンザ等対策

に関する総合調整を行うよう要請する。

#### (6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

#### (7) 感染症危機下の災害対応

避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

#### (8) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

### 5 対策推進のための役割分担

#### (1) 国の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、その対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・WHO（世界保健機関）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・新型インフルエンザ等に係るワクチン、その他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。また、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。
- ・新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。
- ・新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。
- ・指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- ・実施にあたっては、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

## (2) 県の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、政府の基本的対処方針等に基づき、県内に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。
- ・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針等に基づき、地域医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応を果たす。

## (3) 市の役割

- ・住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、政府の基本的対処方針等に基づき、的確に対策を実施する。
- ・対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

## (4) 医療機関の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、医療提供体制の確保のため、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進する。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画を策定し、地域における関係機関との連携を進める。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するとともに、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供に努める。

## (5) 指定（地方）公共機関の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

## (6) 登録事業者の役割

- ・特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または、市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持するため、社会的使命を果たすことができるよう、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。また、新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

## (7) 一般の事業者の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- ・市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが

望まれる。

- ・特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

## (8) 市民の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人においてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施状況等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人での対策を実施するよう努める。

## 6 行動計画の主要7項目

- ・新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、7項目に分けて具体的な対策を定める。
- ・各項目の対策については、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施する必要があり、以下の対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要となる。

### (1) 実施体制

#### ア 考え方

- ・全市的な危機管理の問題として取り組む。
- ・国や県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行う。

#### イ 全庁的、全市的な取り組み

- ・新型インフルエンザ等が発生する前において、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取り組みを推進する。
- ・危機管理課や健康課をはじめ、関係部局においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

#### ウ 宮古市新型インフルエンザ等対策班

- ・世界や国内でインフルエンザ等が発生した時は、宮古市新型インフルエンザ等対策班（以下「対策班」という。）を設置するとともに、必要に応じ対策班会議を開催し、情報の収集及び提供、初動体制の確認等を行う。

(ア) 構成

- ・ 班長：保健福祉部長
- ・ 構成員：総合窓口課長、くらし安全課長、福祉課長、こども家庭センター所長、介護保険課長、健康課長、健康課保健担当課長、危機管理課長、消防対策課長、教育委員会事務局教育総務課長、学校教育課長

(イ) 所管事項

- ・ 新型インフルエンザ等の情報収集及び各課への情報提供に関すること。
- ・ 新型インフルエンザ等が市内で発生した場合の初動体制の確認に関すること。

エ 宮古市新型インフルエンザ等対策幹事会

- ・ 県内で新型インフルエンザ等が発生した時は、宮古市新型インフルエンザ等対策幹事会（以下「幹事会」という。）を設置するとともに、必要に応じ幹事会議を開催し、情報の収集及び提供、初動体制の確認等を行う。

(ア) 構成

- ・ 幹事長：副市長
- ・ 構成員：総務部長、政策推進部長、市民生活部長、保健福祉部長、上下水道部長、危機管理監、教育部長、総務課長、政策推進課長、総合窓口課長、くらし安全課長、福祉課長、こども家庭センター所長、介護保険課長、健康課長、健康課保健担当課長、危機管理課長、消防対策課長、経営課長、施設課長、教育委員会事務局教育総務課長、学校教育課長

(イ) 所管事項

- ・ 新型インフルエンザ等の情報収集及び各課への情報提供に関すること。
- ・ 新型インフルエンザ等が市内で発生した場合の初動体制の確認に関すること。

オ 宮古市新型インフルエンザ等対策本部

- ・ 県内や市内で新型インフルエンザ等感染が拡大した時、または政府により「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がされた時は、直ちに、宮古市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害を防止及び社会機能維持を図る。
- ・ 本部長は、必要に応じ対策本部会議を招集するものとする。

(ア) 構成

- ・ 本部長：市長
- ・ 副本部長：副市長
- ・ 構成員：教育長、総務部長、政策推進部長、市民生活部長、地域振興部長、交流推進部長、保健福祉部長、商工労働部長、農林水産部長、都市整備部長、危機管理監、会計管理者、上下水道部長、議会事務局長、教育部長ほか市長が市の職員のうちから任命する者

(イ) 所管事項

- ・ 新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- ・ 市内における新型インフルエンザ様の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・ 市内における新型インフルエンザ様に関する適切な医療の提供に関すること。
- ・ 市内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・ 国や県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・ その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

《実施体制》

初動期

対策班

班長：保健福祉部長

構成員：

総合窓口課長、くらし安全課長、福祉課長、こども家庭センター所長、介護保険課長、健康課長、健康課保健担当課長、危機管理課長、消防対策課長、教育委員会事務局教育総務課長、学校教育課長

対応期（県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期）

幹事会

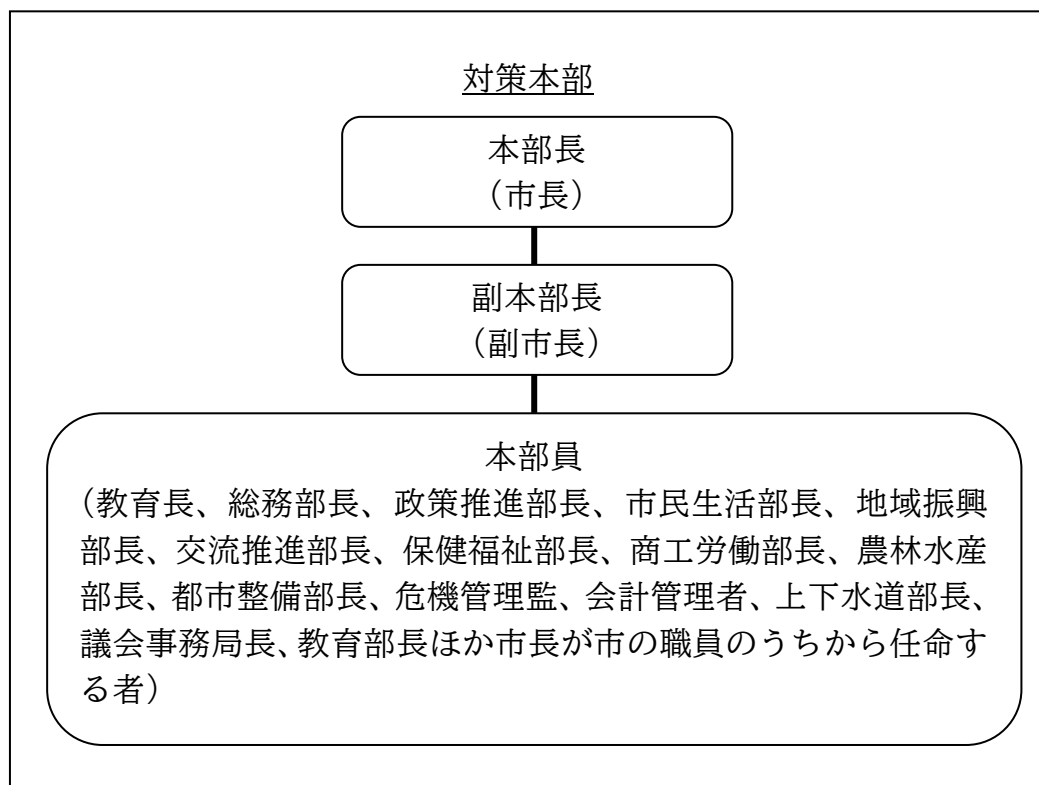
幹事長：副市長

構成員：

総務部長、政策推進部長、市民生活部長、保健福祉部長、上下水道部長、危機管理監、教育部長、総務課長、政策推進課長、総合窓口課長、くらし安全課長、福祉課長、こども家庭センター所長、介護保険課長、健康課長、健康課保健担当課長、危機管理課長、消防対策課長、経営課長、施設課長、教育委員会事務局教育総務課長、学校教育課長

## 対応期

(県内や市内で感染が拡大し、病原性の性状等に応じて対応する時期)



### (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等の発生や、偽・誤情報が流布する恐れがあるため、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供する。また、市民等、県や他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにする。
- ・平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取り組みを進める必要がある。

### (3) まん延防止

- ・適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげる。
- ・病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、特措法に基づき、まん延防止等重点措置等の適用がなされた場合には、当該まん延防止対策を的確かつ迅速に実施する。
- ・特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされ

ていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、対策の見直しを機動的に行う。

#### (4) ワクチン

- ・ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。
- ・医療機関や事業者、関係団体等と連携し、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備を進めておく必要がある。

#### (5) 医療・保健

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。
- ・感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から有事に備え、関係機関と連携して感染症医療を提供できる体制を整備するよう努める。
- ・感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、県と連携して感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、市民の生命及び健康を守る。
- ・平時から情報収集体制や人身体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行いながら、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

#### (6) 物資

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。
- ・感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。
- ・平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の確認を行い、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

- ・個人防護具や感染症対策物資等の備蓄を進める。

#### **(7) 市民の生活及び地域経済の安定の確保**

- ・新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、市民等や事業者は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

## 第3 新型インフルエンザ等対策の各段階における取り組み

### 1 実施体制

#### (1) 準備期

##### ア 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

##### イ 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ・市は、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ・市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等に努める。

##### ウ 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ・市は、国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、宮古医師会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

#### (2) 初動期

##### ア 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した時は、必要に応じて、対策班を設置し、情報の収集及び提供、初動体制の確認等を行う。
- ・国内で新型インフルエンザ等が発生した時は、必要に応じて、幹事会を設置し、情報の収集及び提供、初動体制の確認等を行う。
- ・市は、必要に応じて、(1)イを踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

##### イ 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討する。

#### (3) 対応期

##### ア 基本となる実施体制の在り方

県内で新型インフルエンザ等が発生した時、または政府により「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がされた時は、直ちに、対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害を防止

及び社会機能維持を図る。

(ア) 職員の派遣・応援への対応

- ・市は、新型インフルエンザ等のまん延により、全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ・市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

(イ) 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用し、必要な対策を実施する。

イ 緊急事態措置の検討等について

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

ウ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

## 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### (1) 準備期

#### ア 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

##### (ア) 市における情報提供・共有について

地域における住民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市の果たす役割は大きい。市においては、政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が必要である。

準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。広報や防災無線での周知に加え、ホームページやSNS等可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

##### (イ) 県や関係機関と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、県や関係機関と情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を確認する。

##### (ウ) 学校との感染状況等の情報提供・共有について

学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒及び保護者等に丁寧に情報提供する。

##### (エ) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、広報や防災無線での周知に加え、ホームページやSNS等で周知する。

### (2) 初動期

#### ア 情報提供・共有について

##### (ア) 市における情報提供・共有について

市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行う。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

##### (イ) 県や関係機関と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施する。これらの活動を経て得た情報については、速やかに県や関係機

- 関と共有し、必要に応じて市民等に迅速に提供する。
- イ 双方向のコミュニケーションの実施  
市は、国からの要請を受けて、相談体制を構築する。

### (3) 対応期

#### ア 情報提供・共有について

##### (ア) 市における情報提供・共有について

市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行う。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

##### (イ) 県や関係機関と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施する。これらの活動を経て得た情報については、速やかに県や関係機関と共有し、必要に応じて市民等に迅速に提供する。

#### イ 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、相談体制を実施する。

### 3 まん延防止

#### (1) 準備期

ア 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等  
市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

#### (2) 初動期

ア 市内でのまん延防止対策の準備

- ・市は、国及び県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

#### (3) 対応期

ア 基本的な感染対策に係る要請等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

イ その他の事業者に対する要請

- ・県と連携し、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。
- ・県と連携し、関係機関等に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
- ・県と連携し、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。
- ・県と連携し、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地

域の感染状況等を踏まえて、適切に行うよう学校の設置者等に要請する。

- ・ 県と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請する。

## 4 ワクチン

### (1) 準備期

#### ア 接種体制の構築

##### (ア) 接種体制

市は、宮古医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を平時から行う。

##### (イ) 特定接種

- ・ 特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内及び現地機関の接種体制を構築する。
- ・ 国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

##### (ウ) 住民接種

平時から以下、aからcまでのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- a 市は、国等の協力を得ながら、市民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- b 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- c 市は、速やかに接種できるよう、宮古医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

### (2) 初動期

#### ア 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保について、宮古医師会等の協力を得て接種体制の構築を行う。

接種の準備に当たっては、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回るため、全庁的な実施体制の確保を行う。

### (3) 対応期

#### ア 接種体制

- ・ 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

##### (ア) 特定接種

##### a 本市職員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合におい

て、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### (イ) 住民接種

##### a 予防接種体制の構築

市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

##### b 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

##### c 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険課等や宮古医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

##### d 接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

#### イ 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

### (1) 準備期

#### ア 医療体制の整理

市は、平時から宮古医師会等の関係機関と、医療提供体制や医療人材の確保について情報共有を行う。

#### イ 研修等を通じた人材育成及び連携体制の構築

- ・市は、感染症有事体制を構成する人員の人材育成を実施する。
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関等に国や県の研修等を積極的に活用しつつ、人材育成に努める。

#### ウ 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・市は、県や関係機関等と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

### (2) 初動期

#### ア 医療提供体制の確保

- ・感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を共有する。また、宮古医師会等と感染症が疑われる患者の受入体制について共有する。
- ・市は、県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

#### イ 住民への情報提供・共有の開始

- ・市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、Q & Aの公表、住民向けの相談窓口の設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

### (3) 対応期

#### ア 主な対応業務の実施

##### (ア) 医療提供体制の確保

- ・市は、県と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について市民等に周知する。
- ・県の要請に基づき、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ先の調整を行う。

##### (イ) 健康観察及び生活支援

- ・市は、県が実施する健康観察に協力する。
- ・市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、

県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給に協力する。

## 6 物資

### (1) 準備期

#### ア 感染症対策物資等の備蓄等

- ・市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ・市及び消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

### (2) 初動期～対応期

#### ア 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

#### イ 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の市町村等が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

## 7 市民の生活及び地域経済の安定の確保

### (1) 準備期

#### ア 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### イ 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、支援対象者に迅速に網羅的に情報が届くよう適切な仕組みの整備を行う。

#### ウ 物資及び資材の備蓄

- ・市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ・市は、事業者や市民等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### エ 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、関係機関と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を協議する。

#### オ 火葬体制の構築

市は、適切な火葬の実施ができるよう調整する。

### (2) 初動期

#### ア 事業者の対応

県からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

- ・市は、新型インフルエンザ等の感染拡大に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、次の対策等の準備をするよう勧奨する。
- ・従業員の健康管理を徹底
- ・感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の推奨
- ・オンライン会議等の活用
- ・テレワークや時差出勤の推進等

#### イ 市民・事業者への呼びかけ

市は、市民等に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。事業者に対しても、食料品、生活関連物資

等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

#### ウ 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

### (3) 対応期

#### ア 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

##### (ア) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

##### (イ) 生活支援を要する者への支援

市は、関係機関と連携し、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

##### (ウ) 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

##### (エ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・市は、生活関連物資等の需給や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

##### (オ) 埋葬・火葬の特例等

- ・市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の指定管理者に可能な限り火葬炉を稼働させる。

- ・市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ・市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力をを行う。
- ・市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・あわせて市は、事業者と連携して遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ・万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

## イ 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### (ア) 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

### (イ) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。